

令和5年7月13日
朝 倉 市

宅地内に流入し堆積した土砂等の処理についての基本方針

令和5年7月7日から的大雨により発生した大規模な災害により土砂等が堆積した宅地について、撤去が困難な方は、所有者からの申請に応じて、市が所有者に代わり撤去を行う。ただし、家屋内や床下に堆積した土砂等の撤去については対象外とする。

また、ボランティアや地元で共同し土砂等を撤去し、道路脇等に集積されたものについても市が撤去を行う。

【窓口課・所管課等】

・朝倉市役所都市整備課（代表 2 2-1 1 1 1）